

令和6年10月24日

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 平下 一三
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件 名	内 容	履行場所	履行期間
情-I-052	在日米軍従業員管理システム撤去等作業役務	仕様書のとおり	仕様書のとおり	自：契約締結日 至：令和7年1月31日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）
3. 入札日時 令和6年12月3日（火）10：45
4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室
5. 参加資格
- （1）予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
 - （2）予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
 - （3）令和04・05・06年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
 - （4）防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
 - （5）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
7. 入札保証金及び契約保証金 免 除
8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。
9. 契約書作成の要否 要
10. 適用する契約条項 役務等契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項、情報システムの調達に係るサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項、保有個人情報等の取扱いに関する特約条項
11. そ の 他
- （1）細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
 - （2）入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
 - （3）原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
 - （4）入札に関する条件 仕様書6(1)に定める本業務の実施体制並びに仕様書6(2)に定める契約の履行体制に関する資料を提出し、適合すると認められること（提出期限：令和6年11月12日（火）12：00。必要に応じ追加資料の提出を求めることがある。）。
 - （5）本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和6年11月29日（金）までに、下記担当者必着分を有効とする。
 - （6）落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。

(7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を持参すること。

受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス : naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp

メール件名 : 「件名:○○○」 入札案内送信依頼

添付ファイル : 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し

防衛省大臣官房会計課契約係 中島 電話 03-3268-3111 内線 20824

調達仕様書			
品 名	在日米軍従業員管理システム撤去等作業役務	仕様書番号	
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和6年10月 8 日
		作成部署	地方協力局労務管理課

1 総則

1.1 適用範囲

本仕様書は、防衛省において使用する在日米軍従業員管理システムの撤去等作業役務（以下、役務という。）について適用する。

1.2 引用文書等

1.2.1 引用文書

本仕様書に引用する以下の文書は、本仕様書に規定する範囲において本仕様書の一部をなすものであり、特に版を指定するもののほかは入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、本役務の履行中に引用文書に定める法令等に変更があった場合は、その最新版が優先されるものとする。

(1) 仕様書等

在日従業員管理システムと接続する機器借上及び保守（00 換装）（令和元年度、仕様書番号 在－労－KH－001、在－労－KI－001）

(2) 法令規則等

(ア) 装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）（防装庁（事）第 137 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）

(イ) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）（防装庁（事）第 3 号。平成 3 1 年 1 月 9 日）

(ウ) 情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）（装プ武第 188 号。平成 3 1 年 1 月 9 日）

(エ) 情報システムの借上に係る撤去役務の取扱いについての細部事項について（通知）（装管調第 5121 号。令和 2 年 3 月 3 1 日）

1.2.2 関連文書

(1) 法令規則等

(ア) 防衛省の情報保証に関する訓令（平成 19 年防衛省訓令第 160 号）

(イ) 防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）（防運事第 9248 号。平成 1 9 年 9 月 2 0 日）

(ウ) 秘密保全に関する訓令（平成 19 年 防衛省訓令第 36 号）

(エ) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）

(オ) 環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和 5 年 1 2 月 2 2 日閣議決定）

(カ) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）

1.3 一般事項

- (1) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、本仕様書の各要素を満足させなければならない。
- (2) 契約相手方は、本役務の履行に係る官側との連絡調整及び契約相手方が行う業務全般を統括する者を定め、支出負担行為担当官補助者に通知する。
- (3) 契約相手方は、本役務の履行にあたり、第三者を従事させる必要がある場合には、1.2.1 引用文書(2)法令規則等に基づき特約条項を適用する。
- (4) 本役務に係る成果物及び類似の派生物（企画等の構想を含む。）における一切の著作権及び所有権は、防衛省に帰属する。
- (5) 契約相手方は、貸与された資料等がある場合、その取扱いなどに関し、官側の指定する条件を遵守し、業務の完了後速やかに返却する。
- (6) 契約相手方は、業務関係書類の作成を行うパソコンについては、ウィルス対策ソフトのウィルス定義体を最新に維持したものを使用することとし、ファイル交換ソフト（インターネットを通じてファイルを不特定多数と共有することを目的としたソフトウェア等）をインストールしていないものを使用すること。また、役務員等が個人で所有しているパソコンを使用してはならない。第三者を従事させる場合も同様とする。なお、業務関係書類とは、契約相手方が本役務に基づき作成するすべての書類とする。
- (7) 契約相手方は、携帯情報通信・記録機器等及びパソコン並びに可搬記憶媒体について、支出負担行為担当官補助者の許可を受けた場合を除き、持ち込み及び持ち出ししてはならない。

2 役務に関する要件

2.1 概要

本役務「1.2 引用文書等」で導入・整備した在日米軍従業員管理システム(以下、本システムという。)の対象構成品(ハードウェア及びソフトウェア等)の撤去作業を目的とするものである。

2.2 実施場所

項番	事務所等	所在地
1	防衛省地方協力局労務管理課	東京都新宿区市谷本村町5-1
2	三沢防衛事務所	青森県三沢市平畑1-1-31
3	横田防衛事務所	東京都福生市熊川864
4	横須賀防衛事務所	神奈川県横須賀市新港町1-8（横須賀地方合同庁舎）
5	座間防衛事務所	神奈川県大和市鶴間1-13-2
6	富士防衛事務所	静岡県御殿場市萩原606
7	京都防衛事務所	京都府京都市中京区西ノ京笠殿町38（京都地方合同庁舎）
8	岩国防衛事務所	山口県岩国市中津町2-15-7
9	佐世保防衛事務所	長崎県佐世保市木場田町2-19（佐世保合同庁舎）
10	沖縄防衛局	沖縄県中頭郡嘉手納町290-9

2.3 役務期間

契約締結日から令和7年1月31日までとする。

2.4 役務実施計画書

契約相手方は、契約締結後速やかに、役務実施計画書を作成し、官の承認を得た上で、本役

務の履行に着手するものとする。役務実施計画書には、次に示す内容を記載することとし、「2.6 役務内容」等、本仕様書で定める各項目を勘案すること。

なお、役務作業が円滑・確実に実施できるよう、役務実施計画書をもって、官と協議するものとする。

- (1) **役務実施要領** 2.6の作業項目を示し、実施要領を示すこと。
- (2) **作業体制** 本役務を履行するにあたり、作業体制を示すこと。その際、本役務に従事する作業員（以下、役務員という。）の指名及び職名上の責任を明記すること。
- (3) **その他** 官が要求する事項または契約相手方が必要とする事項を記載すること。

2.5 役務員

本役務に従事する作業員は、本システムについて、機器の設置環境及び操作を把握した上で、遅滞なく作業に当たること。なお、作業員は、日本国籍を有していなければならない。

2.6 役務内容

2.6.1 情報消去

撤去作業の対象となる機器及び機材等（以下、撤去対象品という。）は別表のとおりとし、事務所等における撤去対象品の数量は表1のとおりである。撤去対象品の返却のための事前作業として、ハードディスク（以下、HDDという）、半導体メモリ等の不揮発性の記憶媒体を有する機器については、システム固有の情報を消去すること。

なお、消去に際しては、次の要件を満たすこと。

- (1) **作業場所** 情報の消去に際しては、官が指定する場所にて実施するものとする。
- (2) **HDD消去** ソフトウェア消去方式またはハードウェア滅却方式による完全消去を原則とし、情報の復元が不可能な状態とすること。

なお、作業に際しては、次の要件を満たすこと。

(ア) ソフトウェア消去方式

付表に示す機器の内、サーバ装置及び端末装置については、米国国防総省NSA規格標準または米国国防総省DoD規格標準を採用したソフトウェアを用い、当該規格が定めるデータの上書きによる完全消去を実施すること。

(イ) ハードウェア滅却方式

前項(ア)のソフトウェア消去方式が実施不可能である場合には、HDDを取外し、物理破壊(物理的な手段を用いた滅却)すること。

なお、物理破壊に際し、三菱HCキャピタル株式会社(資産保有会社)からの承諾・調整等、諸手続きは契約相手方の責務にて実施すること。

- (3) **半導体メモリの消去** 付表に示す機器の内、ネットワーク機器に内蔵された半導体メモリについては、各機器の初期化操作を実施し、情報の復元が不可能な状態とすること。

表1 事務所等における撤去対象品の数量

ハードウェア製品仕様											
項番	機器	防衛省地方協力局 労務管理課	三沢 防衛事務所	横田 防衛事務所	横須 賀防衛事務所	座間 防衛事務所	富士 防衛事務所	京都 防衛事務所	岩国 防衛事務所	佐世 保防衛事務所	沖縄防衛局
1	クライアント端末	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
2	プリンタ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
3	生体認証装置	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
4	セキュリティワイヤロック	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2

ソフトウェア製品仕様											
項番	機器	防衛省地方協力局 労務管理課	三沢 防衛事務所	横田 防衛事務所	横須 賀防衛事務所	座間 防衛事務所	富士 防衛事務所	京都 防衛事務所	岩国 防衛事務所	佐世 保防衛事務所	沖縄防衛局
1	クライアント用OS	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
2	サーバ接続用CAL	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
3	データベース接続用CAL	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
4	クライアント用イメージバックアップソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
5	ウイルス対策ソフトウェア/マルウェア対策ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
6	システム運用管理ソフトウェア（配布管理）/ 端末の操作履歴記録ソフトウェア/ ポリシー違反検知ソフトウェア/ IT資産管理ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
7	生体認証ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
8	端末の操作履歴記録ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
9	外部記録媒体への情報出力制御ソフトウェア/ ファイル暗号化ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
10	文書作成ソフトウェア/ 表計算ソフトウェア/ プレゼンテーションソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
11	日本語ワープロソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
12	PDF ファイルビューワ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
13	PDF 作成・編集ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
14	文書管理ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
15	業務システム	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
16	ファイル暗号化ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2
17	振舞い検知、端末自動遮断機能ソフトウェア	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2

ネットワーク接続機器											
項番	機器	防衛省地方協力局 労務管理課	三沢 防衛事務所	横田 防衛事務所	横須 賀防衛事務所	座間 防衛事務所	富士 防衛事務所	京都 防衛事務所	岩国 防衛事務所	佐世 保防衛事務所	沖縄防衛局
1	VPNアクセスルータ	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	HUB	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

2.6.2 撤去・搬出・運搬作業

撤去対象品を設置場所から撤去・搬出・運搬するにあたり、次の要件を満たすこと。

- (1) 2.6.1によりシステム固有の情報を確実に消去されているのを確認し、撤去を開始するものとする。
- (2) **数量確認** 撤去対象品を設置場所から搬出する際には、官及び契約相手方の相互にて、数量確認を実施した後に、運搬を開始するものとする。
- (3) **撤去確認書** 契約相手方は、次に示す事項を記載した撤去確認書を作成し、撤去時に官側立会者の確認を受けるものとする。
 - (ア) 撤去場所
 - (イ) 撤去品目
 - (ウ) 撤去数量
 - (エ) 撤去実施者
 - (オ) 撤去完了日
 - (カ) 立会者確認押印欄

契約相手方は、撤去確認書の承認が得られない問題が発生した場合は、速やかに官側へ報告し、都度協議して解決すること。

- (4) **撤去対象品の梱包** 撤去対象品は段ボール箱又は緩衝材にて梱包し、まとめて返納すること。
- (5) **運搬車両への積載** 前項(2)及び(3)にて、撤去対象品を設置場所から持出して梱包した後、運搬用車両へ積載すること。積載場所は2.2の場所とする。

2.6.3 撤去対象品の運搬指定場所への運搬及び集積

撤去対象品の指定場所への運搬及び集積は、次の要領で行うものとする。

(1) **運搬指定場所**

東京都大田区平和島5-8-1 MHCリユースサービス株式会社

(2) **運搬指定場所への運搬** 契約相手方の計画により、撤去対象品を運搬指定場所へ運搬する。

(3) **集積要領** 運搬指定場所での撤去対象品の集積及び返却は、三菱H Cキャピタル株式会社の指示による。

2.6.4 作業完了報告書

撤去対象品の返却をもって作業は完了とする。ただし、作業完了後速やかに、作業完了報告書と併せ、次に示す書類を作成し、官に提出すること。

(1) **データ消去報告書** 2.6.1により、情報が消去されたことを確認できる書類であること。

(2) **借上品返却報告書** 撤去対象品(借上品)が過不足なく、返却されたことを確認できる書類であること。

2.6.5 その他

(1) 本役務にて使用する機器、機材、運搬車両、台車、保護材等は契約相手方の負担にて用意するものとする。

(2) 本役務の実施にあたっては必要に応じて事前に現地調査を行い、作業当日に手戻り等が発生しないようにすること。

また、現地調査を行う場合は事前に官と協議の上、計画的に実施すること。

(3) 撤去対象品の運搬、返却にあたっては三菱H Cキャピタル株式会社とスケジュール及びその他必要な事項を協議・調整の上実施すること。

3 提出書類

契約相手方は、表2に示す提出書類を提出し、官の承認を得るものとする。

表2 提出書類

名称	数量	提出時期	提出先	提出方法	備考
役務実施計画書	1 部	契約後速やかに	地方協力局 労務管理課	紙媒体	・ スケジュール ・ 作業実施体制
撤去確認書		作業完了後速やかに			
作業完了報告書					・ データ消去報告書 ・ 借上品返却報告書

4 検査

表2の提出書類に関する検査は、支出負担行為担当官補助者の承認もしくは確認による。

5 サプライチェーン・リスク対応

本契約の相手方が第三者に従事させる場合は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）に基づく所要の手続を実施するものとする。また、

契約相手方は、情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置について（通達）及び情報システムに関する調達に係るサプライチェーン・リスク対応のための措置の細部事項について（通知）に基づき、サプライチェーン・リスクに対応するものとする。

6 情報保全

- (1) 契約相手方は、本業務の実施に当たって次の体制を確保し、これを変更する場合には、事前に発注者と協議すること。
 - (ア) 契約の履行に必要な業務に従事する者、かつ、履行中に知り得た情報の保全を確実に行うことができる者（以下「業務従事者」という。）を確保すること。
 - (イ) 前記（ア）の業務従事者が、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、資格、語学（母語及び外国語能力）、文化的背景（国籍等）、業績等を有すること。
 - (ウ) 上記（ア）の業務従事者が他の手持ち業務等との関係において履行に必要な業務所要に対応できる態勢にあること。
- (2) 契約相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報（契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報であって、防衛省が保護を要しないと確認していない一切の情報をいう。）その他の非公知の情報（以下、「保護すべき情報等」という。）の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）における別紙「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保における特約条項」及び添付資料「調達における情報セキュリティ基準」に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあつては、これらに準じて）、適切に管理するものとする。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官に通知するものとする。詳細は表3による。
 - (ア) 契約を履行する一環として契約相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確認を行うまでは保護すべき情報として取り扱うものとする。）として取り扱われることを保障する履行体制
 - (イ) 官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
 - (ウ) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

表 3 保護情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の 注意事項	備考
ネットワーク・システム構成	(1) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IPアドレス一覧 やシステム規模が類推できる機器性能情 報等を含む。)		
設置場所の情報	(1) 端末等機器配置図		

7 貸与の資料

- (1) 契約相手方は、官と調整することにより、本役務期間内において必要な資料を無償で貸与を受けることができる。
- (2) 契約相手方は、官が保有する資料の貸与を受ける場合、取扱いに留意し、法令及び関係規則等に従い、官が指定する条件を遵守すること。

8 官側の支援

契約相手方は、次の事項について官側の支援を必要とする場合には、官側と調整し、無償で官側の支援を受けることができる。

- (1) 防衛省内における隊内電話、電力、水、スペース等の利用
- (2) 防衛省内における必要な施設の利用
- (3) 防衛省内における官の保有する関連器材の使用

9 廃材の処理

本契約の履行等により生じた廃材は、官に確認した後、契約相手方が処分するものとする。

10 養生

養生は、次のとおりとする。

- (1) 契約相手方は、作業実施の際、施設等を破損することのないよう養生に努めること。破損した場合は、契約相手方の責任のもと原状を回復するものとする。
- (2) 養生に必要な材料は、契約相手方が準備するものとする。

11 その他

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律及び契約約款の条項を遵守すること。
- (2) 本役務調達物品等が、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（令和5年12月22日閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。
- (3) この仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに支出負担行為担当官等と協議し、その指示に従うものとする。
- (4) 本役務の履行中に契約相手方の責に帰すところにより機器に対し傷又は破損を生じさせた場合には、契約相手方の責任により弁償するものとする。

情報セキュリティ指定書	発 簡 番 号	
	調 達 要 求 番 号	第 6 - 2 5 号
	調 達 要 求 年 月 日	令和 6 年 1 0 月 8 日
	作 成 部 課	地方協力局労務管理課
	作 成 年 月	令和 6 年 1 0 月 8 日
品 名	在日米軍従業員管理システム撤去等作業役務	
仕 様 書 番 号		

1 保護すべき情報の管理

契約相手方は、この契約の履行に当たり知り得た保護すべき情報の取扱いに当たっては、装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（防装庁（事）第 1 3 7 号。令和 4 年 3 月 3 1 日）別添の装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項の規定に基づき、適切に管理するものとする。

2 保護すべき情報として指定された情報

保護すべき情報	保護すべき情報の詳細	企業で取り扱う際の注意事項	備 考
ネットワーク、システム構成	(1) 構成図 ア システム構成図 イ ハードウェア構成図 ウ ソフトウェア構成図 エ ネットワーク構成図 (IP アドレス一覧やシステム規模が類推できる機器性能情報等を含む。)		
設置場所の情報	(1) 端末等機器配置図		

3 特記事項

※ 細部については別途官側が指示する。